たっくす

たっくす第43号（2003年1月）

発行日　平成15年1月10日
発行人　新宿間税会
　　会長　田尾　有一
印刷所　㈲甲文堂
　　☎03-3947-0844

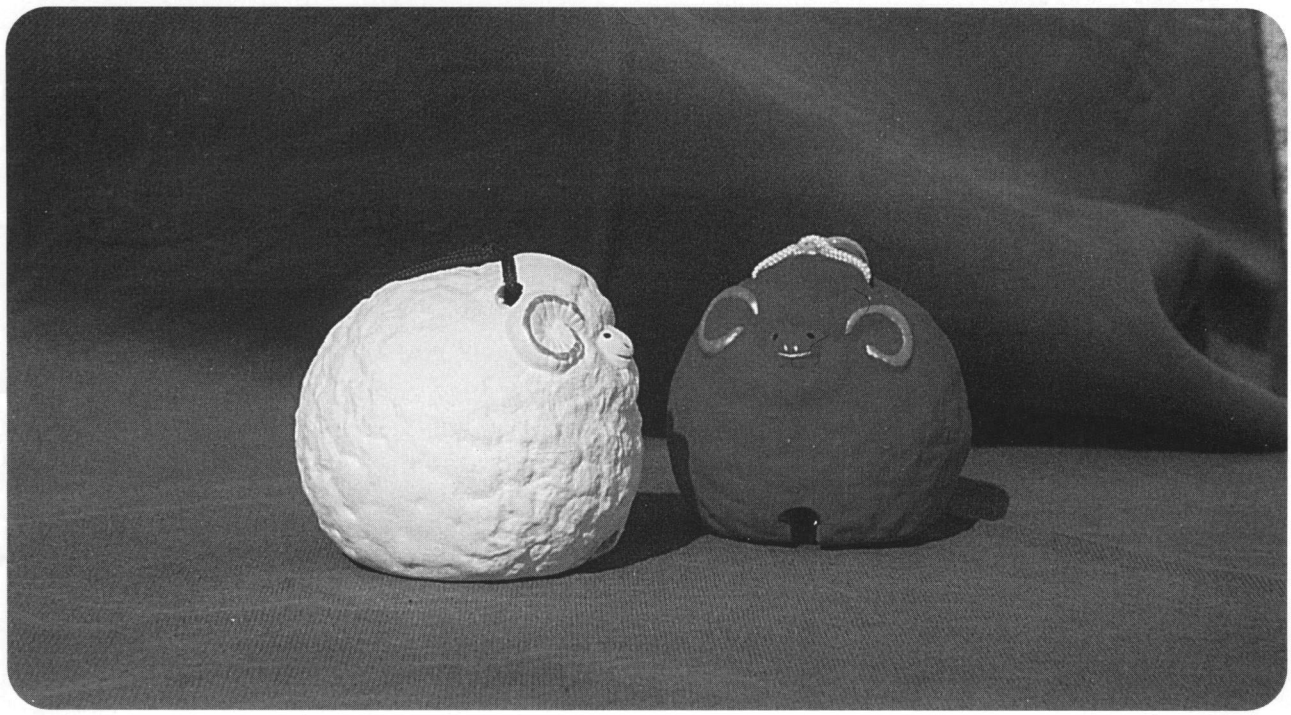

干支の中には、龍のように想像の動物や羊のように日本人にはなじみのない動物が入っています。元来日本にはいない動物だそうで、それゆえ歴史的な美術・工芸品に姿を描かれる事が少なかったようです。私達にとって羊はフランス料理やぬくぬくのセーターのイメージではないでしょうか。しかし、動物の中で家畜化された歴史は一番長く、紀元前8000年までさかのぼるそうです。もともと羊という漢字は、中国本土西方の羌人（きょうじん）と呼ばれる民族が羊を家畜として生活していてその羌人の文字からとったそうです。そしてモンゴルなどの大地では6月が羊の繁殖という事で、月は6月、方位は南南西、時刻は午後1時～3時となったのではと言われます。

ちなみに未という干支文字は、木の上部に一本の枝が添えられて、枝葉の伸び盛るさまを表し、羊とは無関係との事。

景気の明るい兆しの見えないまま年を迎える事になった今年、枝葉が伸び豊かな未来を意味するように受け取りたいと思います。

目　次

○新年の御挨拶
　新宿間税会会長　田尾　有一……2
○新年の御挨拶
　新宿税務署長　　本田　純二……3
○平成14年度納税表彰式 ……4
○平成14年度活動日誌 ……5
○税務研修会……5
○新入会員の紹介……5
○コラム
「お年寄りの肺炎予防はお口の手入れから」
　仲　眞美子……6
○青年部・女性部合同研修会……9
○役員懇親ゴルフコンペ……9
○税務署からのお知らせ ……10

新宿間税会

新年の御挨拶



新宿間税会会長

田　尾　有　一

新宿間税会会員の皆様、明けましておめでとうございます。

平成15年の新春にあたり、謹んで新年の御祝詞を申し上げます。

平素より会員の皆様方には、会の活動や運営に一方ならぬ御支援・御協力をいただき誠にありがとうございます。

また、税務御当局の皆様には、日頃より当会に深い御理解と御指導を賜り厚く御礼申し上げます。

おかげさまをもちまして、当会の事業活動を無事遂行することができました。心より御礼申し上げます。

特に、秋の青年部・女性部が主催いたしました“楽しい新宿・みんなで発見”では、参加されました皆様より大変喜ばれました。また、恒例となりました印紙税部会主催の税務研修会も「印紙税の誤りやすい事例」を新宿税務署法人課税第３部門・峯元上席調査官殿より、「事業経営者のための相続税と贈与税」を資産課税第１部門・渡邉統括調査官殿より、御説明をいただきました。当日は多数の御出席をいただき皆様熱心に聞き入っておりました。この税務研修会をこれからもより一層充実させ継続してまいりますので、一人でも多くの方々が御参加下さいますようお願い申しあげます。

さて、昨年は日韓共催の「ＦＩＦＡワールドカップ」が開催され、世界中を熱狂の渦に巻き込む等大変明るい話題もあり、前半には若干景気回復の兆しが見られました。後半にはアメリカの景気回復の遅れや日本国内の構造改革の遅れ等から、景気回復の足音は遠のいた感がいたしました。政府は10月30日に、不良債権の加速とデフレの進行に歯止めをかけるために「総合デフレ対策」を発表いたしました。不良債権処理がようやく本格化の兆しを見せると共に、不良債権処理の加速化でデフレの悪化に対する警戒感が強まっております。

しかしながら、田中耕一さん、小柴昌俊さんのお二人がノーベル賞を同時に受賞され私達に夢と希望を与え勇気づけてくれました。

当会では、会員の退会が相次ぎ大変厳しい状況下にあります。新規加入者の勧誘を促進し会組織の強化こそが最大の課題と考え、皆様に役立つ魅力ある会にする為本年も頑張っていく所存でございます。会員皆様にも尚一層の御支援・御協力を賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、会員皆様方並びに御当局幹部の皆様方の御健勝をお祈り申し上げまして、新年の御挨拶といたします。



新年の御挨拶



新宿税務署長

本　田　純　二

新年あけましておめでとうございます。

平成15年の新春を迎え、新宿間税会の皆様方に謹んで新年のお慶びを申し上げます。

昨年中は、田尾会長様をはじめ役員の方々並びに会員の皆様方には、税務行政につきまして深い御理解と多大なる御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

おかげさまを持ちまして、当署の事務運営も順調に推移しておりますが、これもひとえに皆様方の御支援の賜物と心から感謝いたしております。

新宿間税会におかれましては、昨年、申告納税制度施行４０周年を迎えられ、また、税を知る週間の活動の一環として、新宿税務署との共催によります印紙税・相続税・贈与税の研修会を開催されたほか、広報誌「たっくす」の発行、新規会員の増強活動等、間税会の本来の趣旨である、消費税等の正しい税知識の普及と納税道義の高揚に御尽力されたことにつきまして、改めて感謝と敬意を表する次第であります。

さて，昨今の税務を取り巻く環境は近年の情報化社会を象徴するように、ネットワークを利用したビジネスが拡大し、経済のグローバル化が進展するなど経済活動は日々変化し続けております。

税制面では、昨年度において、連結納税制度が新たに導入されることとなりました。

また、経済再生や財政再建が議論されるなか、税制への国民の皆様の関心もますます高まっております。

この様な状況におきまして、私ども税務行政に携わる者といたしましては、環境の変化に的確に対応し、「適正公平な課税の実現」に向け、従前にも増してより一層の努力を重ねてまいる所存でございます。

新宿間税会の皆様方には、税務行政の良き理解者として多大な御支援と御協力をいただいているところではありますが、本年もより一層のお力添えを賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

ところで、間もなく平成14年分の所得税・個人事業者の方の消費税等の確定申告が始まります。

今年も昨年同様、自書作成、早期提出及び期限内納付の御協力を改めてお願い申し上げます。

新しい年が、新宿間税会の更なるご発展と会員の皆様方の事業の御繁栄の年となりますよう祈念いたしまして、新年の挨拶とさせていただきます。

忘れずに納付してね
みんなの大事な消費税。

消費税は、預り金的性格を有する税です。
期限内納付をお願いいたします。



◎　平成14年度納税表彰式

新宿税務署及び税務協力６団体共催による平成14年度納税表彰式がさる11月13日㈬に中央社会保険健康センター「ペアーレ新宿」３階ホールにおいて、税務署関係と関係団体から多数のご来賓ご臨席のもと、盛大裡に挙行されました。

当日は、会員の方が多数参列され、各氏の栄誉を祝福し、和やかな式典が行われました。

受賞された方は長年にわたり納税道義の高揚や協力団体の活動等にご尽力された方で、今回は、特に間接税申告納税制度施行40周年記念にあたり、５名の方々が新宿税務署長感謝状を受彰されました。

次の皆様が、受彰の栄に浴されました。

□新宿税務署長表彰

理　事　　森　田　藝美子
㈱光藝

□新宿税務署長感謝状

理　事　　宮　武　和　良
㈱アリミノ

□間接税申告納税制度施行40周年記念新宿税務署長感謝状

副会長　　山　本　照　司
㈱さくらや

副会長　　力　石　益　久
㈱コマ・スタジアム

理　事　　小井戸　都　市
㈲三起堂

会計監事　谷　田　清　文
コニカ㈱

会計監事　新　田　　有
新田時計店

□新宿間税会長感謝状

理　事　　中　村　秋　雄
㈱ヒューマックスピクチャーズ

事務局長　明　田　尚　之
㈱小田急百貨店



新宿税務署長表彰　森田　藝美子殿

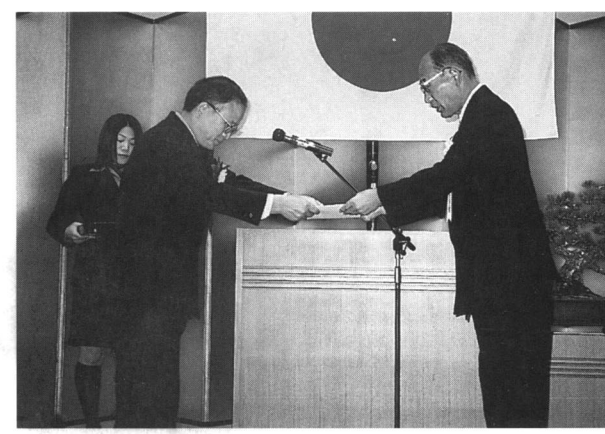

新宿税務署長感謝状　宮武　和良殿



平成14年度　納税表彰式受彰者

◎活動日誌

H14. 9.10　会報「たっくす」第42号発行
H14. 9.25　団体長会　田尾会長出席
　於：新宿税務署大会議室
　新宿間税会理事会
　役員24名出席
　★議題①印紙税部会研修会　②青年部女性部合同研修会　③納税表彰式典その他
H14. 9.26　全国間税会総連合会第29回通常総会
　役員２名出席　於：大阪国際会議場
H14.10. 8　東京局間連青年部・女性部合同講演会
　役員７名出席　於：ホテルラングウッド「日暮里サニーホール」
　★石原結實先生、志茂田景樹先生による講演会
H14.10.23　青年部・女性部合同研修会
　会員21名出席　於：オペラシティー、新宿区立防災センター
　★別稿参照
H14.10.30　城西連合会事業委員会・青年部・女性部合同研修会
　10名出席　於：高田馬場シチズンボール「ミーティングルーム」
　★東京局間連専務理事殿による税務研修会とボウリング大会
H14.11.11　「税を知る週間」（17日まで）
H14.11.13　平成14年度納税表彰式
　役員21名出席　★別稿参照
H14.11.18　会報「たっくす」第43号編集会議
　於：新宿税務署地下会議室　役員６名出席・署側２名出席
H14.11.21　消費税・印紙税説明会
　46社　58名参加　★別稿参照
H14.12.12　団体長会　田尾会長出席
　於：新宿税務署大会議室

◎新入会員の紹介

第二地区部会
株式会社　セノン
江　刺　　靖
新宿区西新宿2-1-1　新宿三井ビル16F
Tel. 3348-5824

◎税務研修会

当会印紙税部会と新宿税務署との共催による「税務研修会」を11月21日㈭午後1時30分から4時30分まで新宿税務署地下大会議室で開催しました。

税を知る週間行事の一環として、昨年の「講演会・消費税の研修会」に続いて開催したもので、会員及び新宿地区の多くの会社にご案内しましたところ、58名の方にご参加いただきました。今回は、新宿税務署のご協力により会員以外に新宿地区の19社25名ものご参加をいただきました。

渡辺印紙税部会長、新宿税務署の南部副署長のご挨拶に続き「税務研修会」が行われました。

第一部は、新宿税務署法人課税第３部門の峯元上席国税調査官を講師にお迎えし、「印紙税の誤りやすい事例」について講演をしていただきました。「申込書」「注文書」「依頼書」等文書別の印紙税について解りやすく説明をいただきました。

第二部は、新宿税務署資産課税第１部門の渡邉統括国税調査官を講師にお迎えし、「事業経営者のための相続税と贈与税」について講演をしていただきました。事例をもとに具体的に相続税計算等を説明していただきました。

講演終了後には、活発な質疑応答が行われ、たいへん有意義な時間を過ごしました。

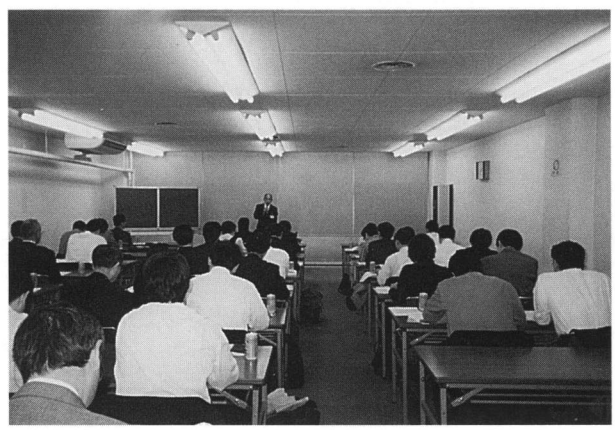



お年寄りの肺炎予防はお口の手入れから

監修者　仲　眞美子（㈳伊勢崎佐波医師会病院成人病検診センター長）

☆肺炎によるお年寄りの死亡が増えている

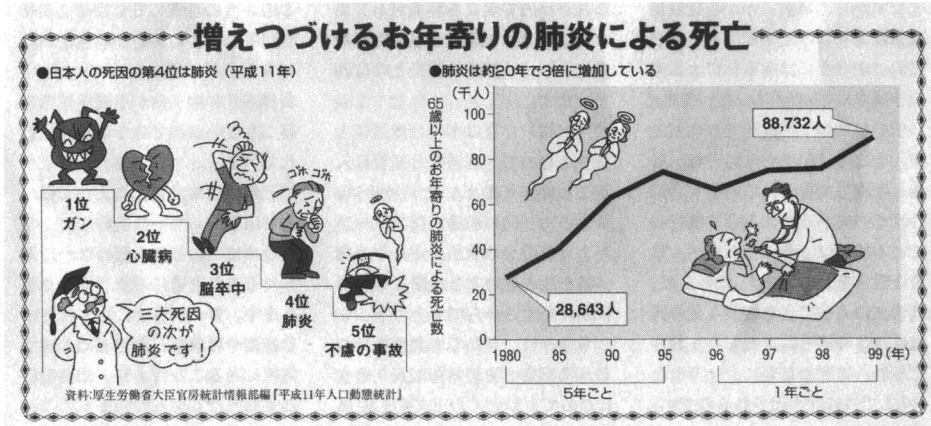

日本人の三大死因といえば、ご存じのとおり、ガン、心臓病、脳卒中です。では、死因の第4位はどんな病気だと思いますか。意外かもしれませんが、肺炎なのです。

昔はともかく、現在では、肺炎は抗生物質などによって比較的容易に治療が可能になり、命とりになる病気とはいえなくなりました。けれども、お年寄りにとっては依然としてこわい病気のひとつになっています。しかも、最近では、脳卒中や心臓病による死亡数が一進一退の傾向を見せているのとは裏腹に、お年寄りの肺炎による死亡数は確実に増えています。

厚生労働省の「平成11年人口動態統計」によると、肺炎による死亡者数は約9万4千人で、1980年（昭和55年）から1999年（平成11年）までの約20年間の推移を見ると、約3倍になっています。その約94％が65歳以上のお年寄りで占められています。とくに、人口10万人あたりの死亡率をみると、この約20年間では、年齢が高くなるにしたがって急カーブをえがいていることがわかります。65～79歳までは減少しているものの、80～84歳からは1．2倍になり、85～89歳では1．4倍、90歳以上では実に1．8倍という増加ぶりです。

今ではお年寄りの亡くなる原因が肺炎であるといってもいいすぎではありません。つまり、お年寄りにとって肺炎は、むしろ以前よりこわい病気となっているのです。

☆お年寄りは肺炎にかかりやすい

肺は、空気の通り道である気管支とその先端に肺胞と呼ばれる小さな袋がびっしり詰まっている組織で構成されています。この肺胞の外側は毛細血管網でとりかこまれ、ここで空気中の酸素とからだから出る二酸化炭素を交換するというガス交換が行われています。

肺炎とは気管支から肺胞まで、炎症が広がった状態をいいます。

肺炎の多くは、肺炎球菌などの細菌類やインフルエンザ・ウイルスなどのウイルス類といった病原体によって起こります。これらの病原体は、ふだんから口のなかや鼻腔内に住みついていたり、空気中に漂っていたりします。

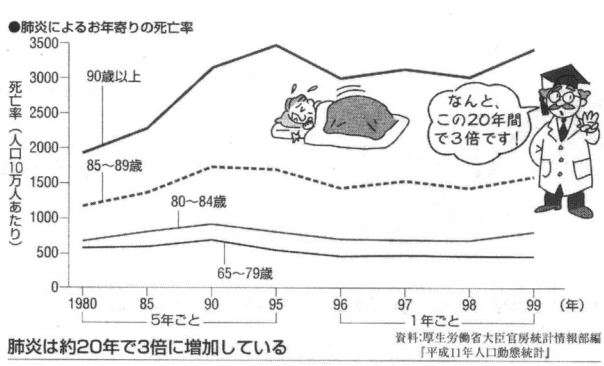

ですから、肺炎にかかる危険性は常にあるわけですが、さいわいにも、からだには病原体による感染を防ぐしくみが備わっています。

そのひとつが、気管支の内面です。そこでは粘液が分泌され、密集した線毛で覆われています。

口のほうへ向かって休みなく波打っている線毛は、そこでたいへん重要な働きをしています。たとえば、気管支に入ってきた細菌などの異物は、この線毛によってとりおさえられ、粘液とともに、せきやたんとして外に吐き出されるのです。

一方、肺胞内には、免疫物質が存在していて、もし、病原体が侵入しても感染を防ぎます。このように肺胞はしっかりと病原体から守られているのです。

しかし、お年寄りはかぜなどによって体力が落ちると、免疫機能が衰えてしまいます。そのため、この防御機能が十分に働かず、からだに潜んでいる肺炎球菌などが急に活発になって肺炎を起こし、一気に悪化して命とりになるのです。

☆食べ物やだ液が気管にはいることで起こる肺炎

食べ物やだ液などが誤って気管に入ることを誤嚥（ごえん）といいますが、これが原因で起こる肺炎があります。このような肺炎はお年寄り特有のもので、誤嚥性肺炎と呼ばれています。

食べ物やだ液は本来、食道に入るべきもので、普通なら気管に入ることはありません。というのは、気管の入り口の喉頭にはスプーンのような形をした喉頭蓋があり、食べ物を飲み込むときに閉じて喉頭にふたをするからです。

ちなみに、あわてて食事をしたときに、食べ物が気管に入りそうになって、ひどくむせて苦しい思いをした経験を1度や2度は、お持ちではないでしょうか。

このように、万が一、食べ物が気管に入りそうになっても、むせたりせきが出たりして、入り込んだ異物を取り除こうとする反射機能がからだには備わっています。

しかし、お年寄りの場合、食事中にむせたり、せきをしたりすることが多いのですが、これは高齢になると、ものを飲み込むという嚥下運動がうまくいかなくなるためです。歳とともに、とくに、気管の感覚がに

ぶるために、むせたりせきを出す力も弱くなります。その結果、本人もそれと気づかないうちに口中の食べカスやだ液などが気管に入りやすくなります。このように誤嚥してもむせたりせきがでたりする反射が起きないことを不顕性誤嚥といっています。お年寄りの約7割が不顕性誤嚥を起こしているのではないかといわれています。

そのほかに、老化によって胃の入り口を囲んでいる筋肉が弱くなるために、いったん胃のなかに入ったものが食道に逆流しやすくなります。胃の内容物に含まれている細菌や胃酸などが逆流によって気管に入ることにより、肺炎を起こす原因にもなっています。

☆口の中は最近の貯蔵庫のようなもの

口のなかには、どれだけの細菌がいるのでしょうか。

口内は細菌の貯蔵庫のようなもので、ざっと450種類の細菌が住みついているといわれます。とくにだ液に細菌が多く含まれているのは、もともと口のなかが37℃に保たれ、水分もあって、しかも食べ物という栄養物が通過するところなので、細菌の繁殖には絶好の条件が整っているからです。しかも、お年寄りになると、細菌の数がより多くなる傾向にあります。

ひとつには、ブラッシングなどによるこまめな手入れがおっくうになり、清潔な状態が保てなくなるからです。

また、歳とともに歯肉が徐々に下がって、歯肉から出ている部分の歯が長くなり、そこに食べカスが付着してきます。

食べカスが残っていると細菌がその栄養分をエサとして繁殖し、放置すればやがて細菌が幾層にも重なって歯垢になります。

歯垢は、単なる食べカスではなく、細菌のかたまりで、耳かき1杯ほどの量の歯垢には1億個もの細菌が含まれているといわれています。

歯垢はやがて、石のようにかたい歯石になりますが、細かい穴がたくさんあいているので、細菌の住み処となります。歯垢は歯ブラシでとれますが、歯石になると専門的な処置が必要になります。

☆歯周病にかかると口内の細菌も急増

歯垢や歯石に住みついている菌のなかには、歯周病を引き起こす細菌が含まれています。この細菌が出す物質によって、歯ぐきのもっとも外側にある歯肉に炎症が起きるのが歯肉炎です。

歯肉炎が進むと、細菌の毒素によって歯と歯肉の境目が少しずつ破壊され歯周ポケットという溝ができてきます。ここにも細菌が増殖して、やがて歯を支えている組織まで破壊されるようになります。これが歯周炎です。

歯肉炎と歯周炎を合わせて歯周病と呼んでいますが、歯周病は中高年の半数がかかる国民病ともいわれています。この歯周病が進むと、口のなかの細菌は通常の数千倍にまで増えるといわれています。それだけ誤嚥しがちなお年寄りの場合、肺に取り込まれる細菌も増え、肺炎を起こしやすくなります。

☆8020運動が徐々に実を結んでいる？

年々、歯に関する健康意識は高まりを見せています。

厚生労働省では永久歯28本のうち20本以上あれば食生活に支障がないということで、10年前から80歳まで自分の歯を20本残そうと、“8020ハチマルニイマル運動”を続けています。

厚生労働省の「平成11年歯科疾患実態調査報告」によれば、“歯が20本以上ある人の割合”を1987年（昭和62年）からそれぞれ5年ごとに比べてみると、確実に増えています。とくに、“自分の歯が20本以上ある”80歳の人の割合は1993年では、約11％だったものが、6年後では約15％と徐々に増えていることがわかります。日ごろの努力が実を結んでいる結果なのでしょうか。これからも着実に努力していきたいものです。

一方、抜ける歯の数も年齢層別では減少傾向をみせています。しかしながら、歯が抜けるのは単なる老化ということではなく、歯の病気が原因なのです。歯が抜ける原因は若いときは虫歯だったのが、中年からは歯周病によるといわれています。ただし、歯石や歯周ポケットなどがある層は10歳代からみられていることが調査でも明らかになっています。若いからといって油断はできません。

歯周病や虫歯を予防できれば、失う歯の数も減り、それが口内の清潔につながって、結果として肺炎の予防にも役立ちます。

☆老化でだ液が減ることもマイナス要因

実は、歳とともにだ液の分泌量がしだいに減ることが口内の細菌の繁殖を助長させているようです。

だ液は、1日あたり1～1．5ℓ分泌されますが、年齢や食生活によって差がでます。だ液の分泌量は30歳までに最高になり、その後はしだいに減っていきます。60歳では、10歳のときの10分の1以下にまで減るといわれています。

だ液には、舌やほおの粘膜の動きを活発にして、ものを噛みくだいたり、飲み込んだりする動作をスムーズに行えるようにする働きをもっています。

さらに、だ液は、口のなかにある食べカスや細菌を洗い流したり、食べカスを消化したりして口のなかを掃除する働きをしています。歯がだ液で覆われれば歯垢がつきにくくなりますし、だ液に含まれる酵素には、抗菌や殺菌の作用をもつものもあります。

このためだ液が減ると、口内の状態は悪くなります。同時に、ものを噛んだり飲んだりすることが容易にできにくくなり、誤嚥も起こしやすくなります。

また、入れ歯になると、人の歯に比べてだ液の回りが悪くなり、汚れがたまりやすくなるようです。

☆口内の清潔が肺炎予防の第一条件

誤嚥性肺炎を防ぐためにもっともたいせつなことは、口のなかを常に、清潔にすることです。

広島大学歯学部の吉田光由先生らが全国11か所の特別養護老人ホームにおいて、口内の手入れを行うグループと行わないグループとに分け、2年間にわたって肺炎の発生状況を調べました。その結果、口内の手入れを行わないグループは、行ったグループに比べて、肺炎が発生する危険性が1．67倍も高いことが明らかになりました。このことは、口内の手入れが誤嚥性肺炎の予防の決め手のひとつになることを示しています。

口内を清潔に保つには、歯垢をつくらないこと、とり除くことが第一の課題です。

歯垢の原料となる糖類や口内の常在菌を完全になくすことはできないので、日ごろから手入れをすることで、とり除くしかありません。その唯一の手段が歯ブラシによるブラッシングによる食べカスや歯垢を除去することです。

歯垢除去のための正しいブラッシング方法をはじめ、歯の表面の汚れを取るだけの歯磨きとは異なることに注意しましょう。

☆しっかり噛むことが誤嚥を防ぐ

食べ物の誤嚥を防ぐには、食事のときにしっかり噛むことです。噛むことは、食べ物を飲み込むための準備運動です。そしゃくが十分でないと、飲み込みにも影響します。そしゃくは、歯だけではなく、舌、あご、ほおの筋肉などにかかわる運動なのです。その機能を低下させないためには、歯を残すことはもちろん、唇を含めた口のまわりの筋肉や舌、あごなどの機能を保つことが必要となります。

それぞれの機能を十分に発揮させるには、脳や手足の老化予防と同じく、口をおおいに動かすことです。食事中はよく噛むように心がけ、ふだんも、努めておしゃべりすることがたいせつです。口を動かすことは、その周囲の筋肉や舌を動かすことになり、その刺激によってだ液の分泌も促進されるからです。だ液が多ければ、それだけそしゃくもスムーズになり、口内を清潔にすることにもなります。

☆誤嚥を防ぐ食事のしかた

お年寄りの食事にも、ひと工夫が必要です。

食べ物は、一口大に切って食べやすい大きさにしたり、片栗粉などでとろみをつけたり、あんかけにしたりすると、のどを通りやすくなります。野菜などはゆがいてやわらかくして、1cmくらいの長さに切ってから使います。

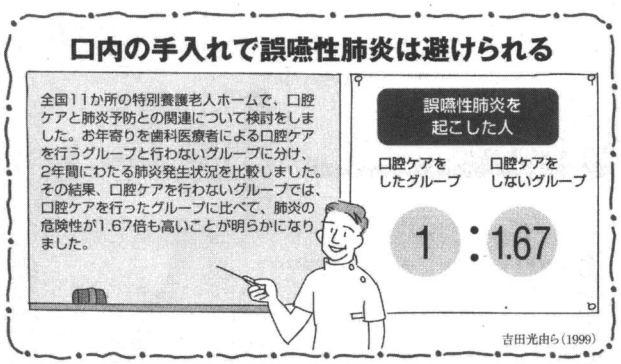

よくむせる人は、汁ものを片栗粉や粉寒天、ゼラチンなどでとろみをつけたり、ゼリー状に固めたりすると、むせずに飲み込みやすくなります。ゴマのように細かい粒状のもの、ごく細かいみじん切り、のりのように口のなかに張り付いてしまうものも避けます。とくに、お餅などねばねばするものはのどに張り付いてしまうことかあり危険てす。

食事は一度にたくさん口に入れないことです。適量をゆっくりと噛んで、口に入ったものがきちんと飲み込んだことを確認しながら食べましょう。食事をするときは座って楽な姿勢で食べることです。いうまでもないことですが、テレビを見ながらの食事は食べることに集中出来ませんので、やめましょう。また、食後2時間は胃から気管への逆流が心配ですので、横になることは避けましょう。

食後の口内の手入れはからだ全体の健康に及ぼすことはいうまでもありません。食べたら口のなかを清潔にするという習慣を本人もさることながら、家族みんなで積極的に実践していきましょう。

☆監修者からひとこと

今回のテーマである「お年寄りの肺炎」について思い出すことがあります。私が医者になりたてのころですが、病棟で急死した高齢の患者さんについて、驚いている私達研修医に臨床経験豊かな指導医の先生が次のように話されました。「お年寄りには肺炎はつきものです。その背景には心不全があり、急変しやすく、肺炎の治療はその方の心臓に残された予備力の勝負の決め手となっています。内科医の仕事は一生お年寄りの肺炎と取り組むことです。」たしかに、検査値からでは診断が困難な心不全の治療と肺炎の治療に種々取り組み、最後に心臓に予備力がなく残念な結果の方もいました。

今日では、抗生物質の開発により、お年寄りの肺炎は劇的に治りますが、一方で耐菌性、院内感染が問題になっています。また、お年寄りの身体活動量が減り、体力、とくに呼吸機能に関する筋力が低下して、喀痰（かくたん）が十分排出出来ない状態の方も増加してきています。これが肺炎の慢性化の原因にもなっています。治療薬がとくにないウイルス性肺炎ですと、この呼吸機能に関する体力と免疫力も必要で、日頃から運動、十分な栄養（とくに吸収の良いたんぱく質）を取ることも大切です。



◎新宿間税会青年部・女性部合同研修会



新宿間税会青年部・女性部共催による研修会が、秋の心地よい日差しの中、10月23日㈬に実施されました。従来の貸切バスによる１日研修ではなく、目的地への移動は電車を利用し、午後からの半日研修会でした。今回の研修は地元新宿の新名所を知ることと会員の親睦をはかることを目的に開催されました。

参加者は午後１時に京王新線初台駅に集合し、最初に東京オペラシティにある「コンサートホール」の見学を行いました。当日は第71回日本音楽コンクール本選会のリハーサルが行われており、出場者の素晴らしい歌声を鑑賞でき、このホールの素晴らしさを実感できました。又、このホールは音響的に最も良いとされるシューボックスタイプで、高い天井はピラミッド型が採用され、内装は振動体・共鳴体に優れている「天然木」が使われ、正面には立派なクーン社製パイプオルガン（パイプ総数3,826本）が設置されています。その客席に座り、キャッチコピーの「ホールも楽器だという真実をあなたとわかちあいたい」を大感することができました。

次に、隣の「新国立劇場」へ行き、３つある劇場の中で一番大きなオペラ劇場を見学し、ヨーロッパ文化の香りが漂う空間を感じながら、劇場の設備・運営と施設全体の構造等についての説明を受けました。

その後、曙橋にある「新宿区立防災センター」へ行き、消化器訓練、阪神大震災と同程度の震度７を全員が体験し、防災センターの機能、発生時の対応等の説明を受けました。改めて地震・火災の怖さ、災害時の対応の大切さを学びました。



最後に新宿アイランドビル内の「レストラン・シンドバット」で懇親会が開かれ、殆どの参加者が初めて口にするレバノン料理に舌鼓を打ちながら、親睦を図ることができました。又、食事の合間には、美しいダンサーによる妖しく魅惑的なベリーダンスを見たり、一緒に踊ったりして、楽しく有意義なひと時を過ごすことができました。

この研修会を企画・運営していただいた関係者の方々に感謝申し上げます。又、来年はどんな研修会が開催されるのか、今から楽しみにしております。

（京王百貨店　橋元）

◎新宿間税会役員懇親ゴルフコンペ



新宿間税会役員有志による懇親ゴルフコンペが、さる10月29日㈫に武蔵富士カントリー倶楽部にて開催されました。

当日は暖かな秋晴れと整備の行き届いたコースコンディションにも恵まれ、田尾会長はじめ９名の腕自慢が真剣かつ楽しくプレーし、一打一打に一喜一憂しながら参加者全員が満足のいく一日を過ごしました。尚、株式会社金商　金原正義氏が76の好スコアで優勝されました。

確定申告をお忘れなく!!

◎確定申告をしなければならない方

申告と納税は、3月17日(月)までです。

サラリーマン（給与所得者）でも次に該当する方は確定申告をしなければなりません。

① 給与の年収が２千万円を超える方
② 給与所得や退職所得以外の所得金額（収入金額から必要経費を控除した後の金額）の合計額が20万円を超える方
③ 給与を２か所以上から受けている方
④ 同族会社の役員や親族などで、その法人から給与のほかに貸付金の利息や家賃等の支払を受けている方

◎確定申告をすると所得税が還付される場合

確定申告をする義務のない方でも、次のような場合は、確定申告をすると源泉徴収された所得税が還付されることがあります。

① マイホームをローンなどで取得した場合
② 多額の医療費を支払った場合
③ 災害や盗難にあった場合
④ 年の中途で退職し、再就職していない場合

※ 還付金の受け取りは、安全確実な口座振込みをご利用ください。

※ 還付を受けるための必要な書類などのお問い合わせは税務署へ。



◎サラリーマンの方の還付申告は、１月から受け付けています。

◎税務署は、土曜、日曜日は執務を行っておりません。

◎執務時間外の申告書等の提出は、税務署の「時間外文書収受箱」をご利用ください。

◎確定申告はご自分で作成し、郵送で

◇申告書の郵送での注意点◇

控用が必要な方は、税務署に郵送する封筒の中に、提出用・控用ともボールペン書きの上、切手を貼った返信用封筒を同封してください。

◇申告書の計算は、タッチパネル（申告書自動計算機）で！◇

税務署には、簡単な入力をすることにより、申告内容を自動計算して印刷するタッチパネル（申告書自動計算機）があります。

例えば、サラリーマンの医療費控除などは、あらかじめ平成14年中に支払った医療費の金額やその病院に行くための交通費を病院ごとに集計しておけば、更に早く申告書が出来上がります。

◇インターネットで確定申告！◇

国税庁ホームページのアドレスは、
ｈｔｔｐ：／／ｗｗｗ.ｎｔａ.ｇｏ.ｊｐ

国税庁ホームページの「計算シュミレートコーナー」を「所得税確定申告書作成コーナー」に改め（平成15年１月下旬掲載予定）、ここで作成した申告書は税務署に提出できるようになります。

① 利用できる方

Ａ様式及びＢ様式を利用される方

なお、分離課税や給与所得者の特定支出控除を受けられる方など、申告内容によっては利用できない場合があります。

② 利用するときのポイント

申告書を正しく出力していただくために次のことを行っていただく必要があります。

○ カラープリンターの使用
○ プリンタの設定の確認（画面にしたがって確認）
○ 印刷後に正しく印刷できたかの確認（画面の指示にしたがって確認）
○ 印刷する紙は、Ａ４サイズの普通紙（ＰＰＣ用紙又はＯＡ共用紙）をお使いください（インクジェット専用紙は使わないでください）。



◎贈与税の申告と納税

申告と納税は、3月17日(月)までです。

平成14年中に、「個人」から土地（借地権を含む）・建物などの不動産、現金、預貯金、株式、債券など110万円を超える財産の贈与を受けた方は贈与税の申告が必要です。

※　「配偶者控除の特例」や「住宅取得資金の贈与の特例」を受ける方は、税金のかからない場合でも申告が必要です。

◎納税は便利な口座振替で

所得税・消費税及び地方消費税は、電気・水道料金などの公共料金と同様に、預金口座から口座振替によって納税できます。

詳しい内容や手続きについては、税務署の管理部門または最寄りの金融機関へお問い合わせください。

◎消費税及び地方消費税（個人事業者）の申告と納税期限

平成14年分の消費税及び地方消費税の申告は1月から受け付けており、申告と納税の期限は3月31日(月)です。

申告書を提出しなければならない方は

① 平成12年分の課税売上高が3千万円を超える方

② 課税事業者を選択された方

※ 納める税金がない場合でも申告が必要です。



法定調書の提出は平成15年1月31日(金)までに！

【個人課税部門】　（資料情報担当）

給与、報酬などの支払者は、支払先の住所、氏名、支払金額などを記載した書類（源泉徴収票・支払調書）を所轄の税務署に提出しなければなりません。

これらの法定調書は、その年中の支払分を取りまとめ、合計表とともに翌年の1月末日までに提出することになっていますので、正しい法定調書を必ず期限内に提出してください。（提出枚数は原則として1枚）

なお、法定調書の合計表は、提出する法定調書がない場合であっても「該当なし」と記入し必ず提出してください。

◎　平成14年分の主な法定調書

・給与所得者の源泉徴収票
・報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書
・退職所得の源泉徴収票
・不動産の使用料等の支払調書
・不動産の譲受けの対価の支払調書
・不動産の売買又は貸付のあっせん手数料の支払調書

◎　法定調書の作成等についてご不明な点がありましたら、税務署までお気軽にお問い合わせください。

所得税・事業税・住民税共同説明会日程

開催月日	開催会場
15. 2. 3(月)	新宿消費生活センター４階
15. 2. 4(火)	落合第一地域センター地階
15. 2. 6(木)	新宿コズミックセンター５階

※午後１時～３時

【新宿駅西口広場　イベントコーナーで還付申告書を受け付けています。】

日時：平成15年 2月20日(木)～ 2月26日(水)
9：00～12：00、13：00～17：00
※　土曜日及び日曜日を除く

○　還付申告書の受付
○　所得税申告用紙の配布
○　還付申告書の書き方のアドバイス
アドバイスは東京税理士会の税理士が行っております。

◇昨年確定申告されている方は、必ず昨年の控えを持参願います。

◇印鑑（認めで可）・還付の方は銀行の口座番号・サラリーマンの方は給与所得の源泉徴収票・年金所得者の方は年金の源泉徴収票などをお忘れなく。

◇各会場とも、お車での来場はご遠慮ください。



税理士会の無料申告相談（午前9時30分～12時、午後1時～4時）

【新宿署】

月　日	会　場	所在地
2/17～3/17	東京税理士会新宿支部（税務経営指導所）	西新宿7-18-18　新宿税理士ビル１階
2/4. 5 2/17～2/26	落合第二特別出張所　２階	中落合４－13－7
2/6. 7 2/27～3/7	落合第一地域センター　Ｂ１・３階	下落合４－６－７
2/12. 13	新宿コズミックセンター　５階	大久保３－１－２
2/13. 14 3/3～3/7	新宿消費生活センター　４階	高田馬場４－10－２
2/17～2/21	新宿勤労福祉会館	戸山３－18－１
2/17～2/25	角筈地域センター　７階	西新宿４－33－７
2/26～3/7	新宿区役所本庁舎　１階ロビー	歌舞伎町１－４－１

（注）　昨年確定申告されている方は、必ず昨年の控えを持参願います。
なお、各会場とも午前中は混雑いたします。
◎　2月4日～7日、2月12日～14日については、年金受給者の方を対象に行います。
◎　譲渡所得のある方や税理士に依頼されている方はご遠慮ください。
◎　各会場とも、お車でのご来場はご遠慮ください。
※　開催日は、土、日曜は除く。